

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した教育委員会の定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年10月26日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	橋本	幸夫
同	宮崎	則夫

教育委員会に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成24年9月26日（水）、9月27日（木）

2 監査の対象

教育委員会

教育総務課、学校教育課（ハートフル・スクール、各幼稚園）、学校給食センター、生涯学習課（生涯学習センター、各公民館（愛発、南、西公民館除く）、プラザ萬象、図書館、少年愛護センター、少年自然の家、文化振興課、博物館、みなとつるが山車会館、市民文化センター、スポーツ振興課（総合運動公園、市立体育館、武道館）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、下記の事項については、適切な指導、措置を講じられたい。

- (1) 各種補助金について、交付団体の活動状況等を十分把握し、効果等を検証したうえで適正な額の交付に努められたい。
- (2) 使用料や徴収金に未納が見られるので、負担の公平性等に鑑み、早期の収納に努められたい。

- (3) 施設の指定管理について、1年間の活動状況が十分把握できる報告書の提出を、指定管理者に指導願いたい。
- (4) プラザ萬象に設置している団体室の使用について、現在入居している団体以外にも広く利用できるよう検討願いたい。
- (5) 各施設の利用度が減少している状況にあるので、利用が促進される方策を検討願いたい。

5 各課等の予算執行状況は別表 1～15 のとおりである。(別表省略)